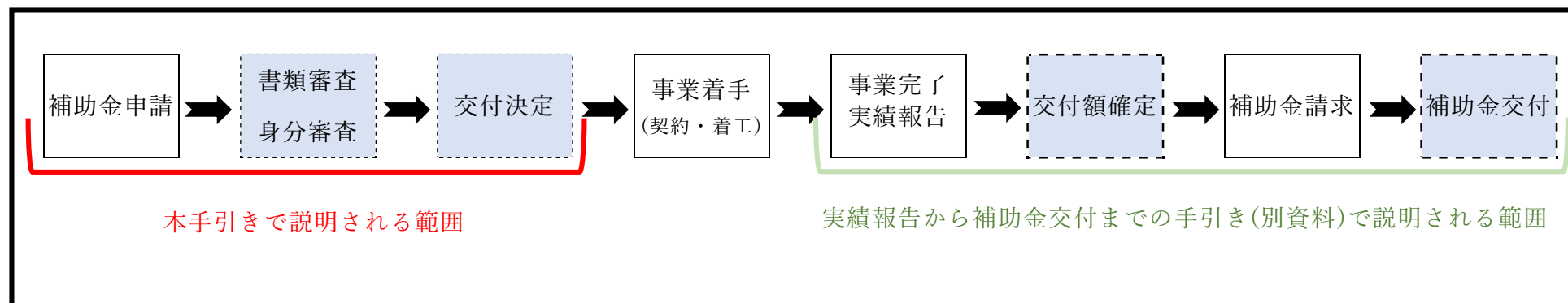


補助金申請から交付決定までの手引き

本手引きは、小田原市重点対策加速化事業費補助金のうち、**自家消費型太陽光発電設備(家庭用・事業用)・蓄電池(家庭用)**の申請から交付決定までの流れについて、補助金交付要綱だけでは十分に読み取れない内容を補足・解説するものです。重点対策加速化事業費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定められている事項は本手引きには記載しておりませんので、補助金交付要綱と併せてご確認ください。

（★実績報告以降の流れについては、別資料「実績報告から補助金交付までの手引き」をご確認ください。）

申請から交付までの手続きの流れ



* は市が行う事務です。

* 書類審査
身分審査 の際に、申請書類に不備等が確認された場合は、市から書類の修正依頼の連絡をいたします。

目次

1 補助金申請

1 - 1 受付について

1 - 2 申請にあたっての注意点

1 - 3 申請書（様式第 1 号）に添付する書類（補助金交付要綱別表の付表第 1 関係）

2 交付決定

3 補助事業の変更、廃止

3 - 1 事業を変更する場合

3 - 2 事業を廃止する場合

4 様式記入例

別紙 1 様式第 1 号 事業費内訳書

別紙 2 様式第 2 号 役員等氏名一覧表

1 補助金申請

1 - 1 受付について

申請の受付期間：令和 8 年 5 月 12 日(火)から令和 8 年 12 月 18 日(金)まで

- ・予算がなくなり次第、募集を終了します。(予算終了後の申請は交付対象外となります。)
- ・申請は、補助金交付要綱及び本手引きを確認した上、申請書類をご提出ください。
- ・工事契約(発注)前の事業が対象です。
- ・審査の際、申請書類の審査及び補助金交付要綱第 3 条第 3 項に基づき申請者等が暴力団又は暴力団員でないことを確認します。
- ・交付決定までは、必要書類が全て不備なく整い、収受されてから約 1 か月程度を要する見込みです。
※ただし、提出書類に不備事項がある場合は、書類更正(修正)をしていただく必要があります。
この場合、書類更生が完了し、必要な書類が整ってから約 1 か月程度交付決定まで時間を要する見込みです。
また、書類更正の状況に応じて交付決定までの期間は前後する場合があります。

1 - 2 申請にあたっての注意点

- ・ **補助金交付決定を受ける前に補助対象設備に係る発注・契約・工事を行わないこと。**(契約前申請)
→交付決定前に補助対象設備に係る発注・契約・工事が行われた場合は補助対象外となります。
- ・ 余剰電力は、市で登録を受けている **地産再エネ集約事業者へ売電をすること**。(固定価格買取制度 (FIT制度) の認定は受けないこと。
◆余剰電力：太陽光発電設備で発電した電力のうち、使いきれず余った電力
- ・ 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されていること。
(モニターやアプリ画面から発電電力量等のデータが見れる状態であること。)
- ・ **国が実施している他の補助金の交付を受けないこと。※1**
- ・ 小田原市再生可能エネルギー事業奨励金の交付を受けないこと。
- ・ 自家消費率が、家庭用の場合**30%以上**、事業用の場合**75%以上**であること。
◆自家消費率：太陽光発電設備で発電した電力のうち自宅や自社で直接使用した電力量の割合
- ・ 市の登録を受けている、**太陽光発電設備販売・施工等登録事業者に請け負わせること。※2**
- ・ 建物の用途が事業所である場合や併用住宅・賃貸住宅で事業用に使用する場合は、事前にゼロカーボン推進課へお問い合わせください。
- ・ 申請書類及び実績報告書類を提出期限内に提出すること。(提出期限を過ぎた場合は、補助対象外として処理します。)

※1：国の財源に基づかない補助金や、国の補助金であっても補助対象設備が同一でない場合は併用が可能です。

併用できる補助金の例(令和8年度)

→【神奈川県】：住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金 など

併用できない補助金の例

→(蓄電池を申請する場合)【一般社団法人 環境共創イニシアチブ】：DR家庭用蓄電池事業

※2：太陽光発電設備メーカーから施工技術の認定を受けている等、小田原市が定めた基準を満たす事業者。

登録事業者の一覧は右のQRコードもしくは下記URLよりご参照ください。

<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/envi/saiene/consideration/p39720.html>



(事業者一覧 HP)

1-3 申請書（様式第1号）に添付する書類（補助金交付要綱の付表第1関係）

提出書類は、＜全補助金に共通して添付する書類＞に加えて、申請する補助金の種類に応じた書類の添付が必要となります。
詳細は、下表をご確認ください。

★＜全補助金に共通して添付する書類＞

補助金の種類	添付書類	その他、注意事項等
全補助金に共通	1 申請者が法人の場合は、申請日の属する年度に取得した申請者の登記事項証明書（最新の情報に更新されているものに限る。）の写し	・最新の情報が反映されている資料を提出してください。 (様式第2号の根拠資料となります。)
	2 役員等氏名一覧表(様式第2号)	・申請者が個人の場合も提出が必要です。 ・様式を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入してください。（別紙2記入例参照） ・個人の場合は、申請者のみの情報を記入してください。

3 申請日の属する年度に取得した「納税証明書(完納)」等の小田原市の市税に係る滞納がないことを証する書類の写し	・住民税や固定資産税等全ての項目において市税に滞納がないことを確認する必要があるため、「納税証明書」ではなく、「納税証明書(完納)」を取得してください。 ・申請時に市外に在住(所在)している方(事業者)も小田原市が発行する「納税証明書(完納)」の提出が必要です。 ・納付後、納付情報が納税証明書に反映されるのに3週間程度かかります。納税証明書が急ぎで必要な場合は、納税証明書の交付窓口に、領収証書(原本)をご持参ください。 なお、スマートフォンアプリで納付した場合は、領収証書が発行されません。 納付後すぐに納税証明書が必要な場合は、スマートフォンアプリを利用せず、金融機関等の窓口で納付書により納付してください。 ・小田原市外に在住(所在)している方(事業者)の納税証明書(完納)の取得に関する詳細は、小田原市資産税課(0465 - 33 - 1361)にお問合せください。
4 補助申請額の根拠となる資料(見積書、系統連系工事費負担金請求書等の総事業費及び補助対象事業費の内訳が分かる資料)	・見積書は、「〇〇一式」のように合計金額のみが記載された資料ではなく、費目ごとの内訳が記載された資料(別紙1参照)

		・補助対象設備の型番・数量が確認できる資料 ・補助対象経費と補助対象外経費が判別できること。
5	補助対象設備の仕様書又はカタログ	・補助対象設備の型番及び能力値(kW)が明記されているページのための写しを添付すること。 (不要なページは添付しないでください。) ・上記部分をマーカー等で強調表示すること。
6	補助対象設備の実際の設置図(平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図)又はこれらに代わるもの。	・太陽光発電設備のモジュール及びパワーコンディショナー(蓄電池を申請する場合は蓄電池も)の設置箇所が分かる図 ・太陽光発電設備のモジュール及びパワーコンディショナー(蓄電池を申請する場合は蓄電池も)の配線接続関係が分かる書類(単線結線図等)
7	その他市長が必要と認める書類	・添付書類内に相違がある場合や審査をしながら確認が必要な事項がある場合に追加書類の提出を求める場合があります。

<共通して添付する書類のほか P P A ・ リース型の場合に添付する書類>

補助金の種類	添付書類	その他、注意事項等
1 (1) 自家消費型太陽光発電設備（P P A ・ リース型家庭用・事業用） 1 (2) 蓄電池（P P A ・ リース型家庭用）	1 補助対象設備の設置場所又は補助対象建築物の地図	・ インターネット上の地図を利用して資料を作成する場合は、当該地図の提供元が定める利用規約、著作権等の使用条件を厳守してください。 （例：Google マップを使用する場合は、クレジット表記が記載されていること。） ・ 補助対象設備を設置する住所及び方角が明記されている資料 ・ 補助対象設備の設置場所が確認できる地図であること。なお、当該地図に寺院や公共施設、公園等の目印となる施設が表示されていない場合は、地図の縮尺を変更するなどして目印となる施設名称が確認できる地図(市内の大まかな位置がわかるもの)も併せて提出してください。 ・ 補助対象設備を導入する建物が特定できる資料であること。 ・ 申請時点において、補助対象設備を設置する建物が地図上に表示されていない場合、地図上に建物の場所が分かるように印をつけること。 ・ 一つの住所に複数の建物がある場合や新築の建物等で地図上住所が不明確の場合、補助対象設備の設置場所をマーカー等で強調表示すること。

2 想定 of 自家消費率の算出根拠(電力需要量予測、発電量予測及びそれに基づき計算した年間自家消費率等が分かる書類)	・ 次の書類を提出してください。 【家庭用の場合】 ・ 年間想定発電量シュミレーションデータ ・ 上記資料及び申請者の直近 1 年間分の電力使用量データを基に算出した、自家消費率が 30% を超えることが確認できる資料 ・ 申請者の直近 1 年間分の電力使用量データ (検針票又は月別の電力使用量が記載された表) (新築の場合：月別の想定電力使用量が分かる書類) 【事業用の場合】 ・ 補助対象設備の導入予定場所における 30 分ごとの電力デマンド値データ及び当該データを基に算出された日中の電力使用量 ・ (新築の場合)月別の想定電力使用量が分かる書類 ・ 年間想定発電量シュミレーションデータ ・ 上記、資料を基に算出した、自家消費率が 75% を超えることが確認できる資料 ※自家消費率の算出についての詳細は 13～20 ページをご確認ください。
--	--

	3 補助金の充当によりサービス料金（リース料金）から補助相当額が減額されることが分かる書類	・補助金適用前のサービス料金及び補助金適用後のサービス料金が明記されている資料で、補助金相当額が(サービス)契約期間中に減額されていることが分かる資料
	4 本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類	・約款や契約書等で、法定耐用年数(17年間)の間、補助対象設備を処分・譲渡せず使用する旨が明記されている資料 ※PPA又はリースの契約期間が法定耐用年数期間より短い場合、所有権移転ファイナンス・リース取引等により法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
	5 その他市長が必要と認める書類	・申請時の内容と相違がある場合や審査をしていく中で追加が必要となった場合に追加書類の提出を求める場合があります。

<共通して添付する書類のほか自己所有家庭用の場合に添付する書類>

補助金の種類	添付書類	その他、注意事項等
1 (3) 太陽光発電設備（自己所有型家庭用・事業者用） 1 (3の2) 蓄電池(自己所有家庭用)	1 補助対象設備の設置場所又は補助対象建築物の地図	・インターネット上の地図を利用して資料を作成する場合は、当該地図の提供元が定める利用規約、著作権等の使用条件を厳守してください。 （例：Google マップを使用する場合は、クレジット表記が記載されていること。）

		・補助対象設備を設置する住所及び方角が明記されている資料 ・補助対象設備の設置場所が確認できる地図であること。なお、当該地図に寺院や公共施設、公園等の目印となる施設が表示されていない場合は、地図の縮尺を変更するなどして目印となる施設名称が確認できる地図(市内の大まかな位置がわかるもの)も併せて提出してください。 ・補助対象設備を導入する建物が特定できる資料であること。 ・申請時点において、補助対象設備を設置する建物が地図上に表示されていない場合、地図上に建物の場所が分かるように印をつけること。 ・一つの住所に複数の建物がある場合や新築の建物等で地図上住所が不明確の場合、補助対象設備の設置場所をマーカー等で強調表示すること
	2 想定の家消費率の算出根拠(電力需要量予測、発電量予測及びそれに基づき計算した年間自家消費率等が分かる書類)	・次の書類を提出してください。 【家庭用の場合】 ・年間想定発電量シュミレーションデータ ・上記資料及び申請者の直近1年間分の電力使用量データを基に算出した、自家消費率が30%を超えることが確認できる資料

		・申請者の直近 1 年間分の電力使用量データ (検針票又は月別の電力使用量が記載された表) (新築の場合：月別の想定電力使用量が分かる書類) 【事業用の場合】 ・補助対象設備の導入予定場所における 30 分ごとの電力デマンド値データ及び当該データを基に算出された日中の電力使用量 ・(新築の場合)月別の想定電力使用量が分かる書類 ・年間想定発電量シュミレーションデータ ・上記、資料を基に算出した、自家消費率が 75% を超えることが確認できる資料 ※自家消費率の算出についての詳細は 13～20 ページをご確認ください。
	3 ソーラーカーポートを導入する場合は、交付対象事業費が 3 億円以内と分かる書類	・事業用としてソーラーカーポートを導入する場合のみ提出が必須です。
	4 その他市長が必要と認める書類	・申請時の内容と相違がある場合や審査をしていく中で追加が必要となった場合に追加書類の提出を求める場合があります。

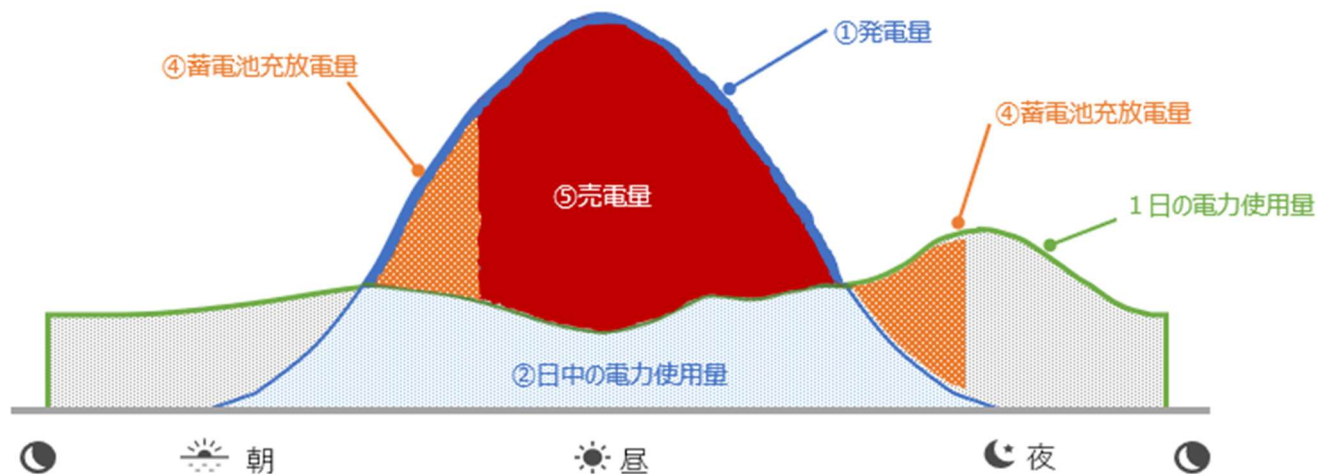
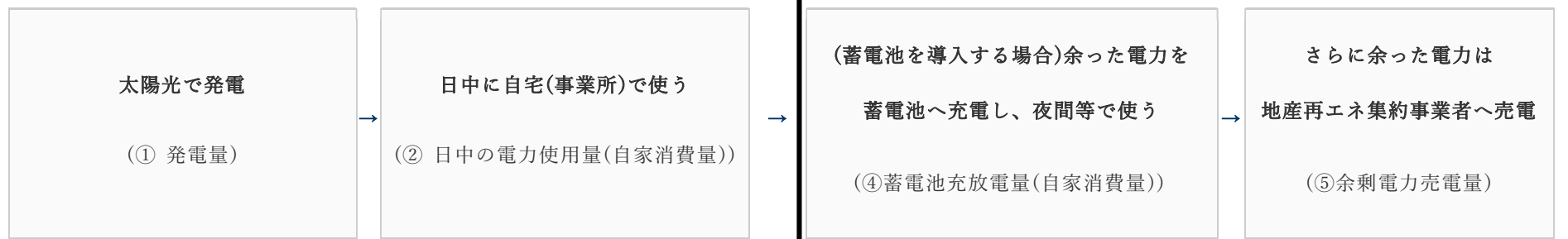
★添付書類は、補助対象設備及び補助対象外設備の判別ができるものとしてください。

自家消費率の算出について

自家消費率とは、太陽光発電設備で発電した電力量のうち、自宅(事業所)で使用した電力量の割合をいいます。

1. 各用語の定義

・太陽光発電でつくった電気は、次の流れで使われます。



- ① **発電量**：設置予定の太陽光発電設備で発電される年間の電力量
- ② **日中の電力使用量(自家消費量)**：①のうち設置予定の自宅(事業所)で消費する電力量
- ③ **余剰電力量**：①から②を除いて余った発電量
- ④ (蓄電池を導入する場合)**蓄電池充放電量(自家消費量)**：③のうち蓄電池に充電し、夜間等に放電し設置予定の自宅で使用する電力量
- ⑤ **余剰電力売電量**：③から④を除いて、さらに余った発電量(＝地産再エネ集約事業者へ売電する電力量)

2. 自家消費率の考え方

$$\text{自家消費率 (\%)} = \frac{\text{自家消費量 (②日中の電力使用量(+④蓄電池充放電量))}}{\text{① 発電量(太陽光でつくった電力量)}} \times 100$$

- ① **発電量**：太陽光パネルメーカー等が作成した年間の発電量シミュレーション資料の数値
- ② **日中の電力使用量**：設置する建物の分類に応じて、次のいずれかの方法で算出

<家庭用>

設置対象	根拠資料	算出方法
【既築住宅】	・電気料金の検針票(料金利用明細)	・検針票(料金利用明細)の内訳に記載されている、日中の時間の電力使用量から確認。 ※日中の時間の電力使用量がわからない場合は、ライフスタイル(家族構成や日中の在宅割合等)を考慮して、全体の電力使用量に対する日中の電力使用量を仮定する。 例)日中の在宅状況から「年間電力使用量の3割」が日中に消費されていると仮定する。

	・ 契約している電力会社に問い合わせで取得した 30 分毎の電力使用量データ(1 年分)	6:00～18:00 の時間帯の電力使用量の合計値
【新築住宅】	・ ハウスメーカー等が作成した消費電力量等の シミュレーションデータ	使用した資料の出典元や、事業者のシステムから算出した旨を資料中に記載すること。
	・ 太陽光発電協会等の公表資料	

- ④ (蓄電池を導入する場合)蓄電池充放電量：余剰電力量（発電量-日中の電力使用量）、夜間の電力使用量及び蓄電池の蓄電容量を比較したうち最も低い値。

<事業用>

設置対象	根拠資料	算出方法
【既築施設】	・ 契約している電力会社に問い合わせで取得した 30 分毎の電力使用量データ(1 年分)	6:00～18:00 の時間帯の電力使用量の月別合計値
【新築施設】	・ 月別の想定電力使用量が分かる書類	建物及び電気使用量の類似施設の電力使用量 等

3.計算例

- ・ 年間の発電量と電力消費量が下記の場合の自家消費率の計算例です。
※事業用の場合は、休業日を考慮して自家消費率を算出する必要があります。

◇年間発電量・消費電力量（例）

各数値と添付資料	資料から読み取る数値
1.導入予定の太陽光発電設備による年間発電量 (パネルメーカー等が作成した発電量シミュレーション資料から)	5,000 kWh
2.年間電力消費量 ((自宅)の1年間の電力使用量) (毎月の検針票や30分デマンド値データ 等から)	4,500 kWh
3.うち日中の電力使用量 (毎月の検針票や30分デマンド値データ 等から)	1,500 kWh
4 蓄電池容量 (蓄電池のカタログから)	7.4 kWh

◇計算例（パターン 1）

- ① 日中に自宅(事業所)で使用する電力量(自家消費(昼間)) = **1,500 kWh**
- ② 余剰電力量 = 発電量 - 自家消費(昼間) = 5,000 - 1,500 = **3,500 kWh**
- ③ 夜間の電力使用量 = 年間電力消費量 - 日中の電力使用量 = 4,500 - 1,500 = **3,000 kWh**
- ④ (蓄電池を導入する場合) 年間の蓄電池の満充放電量 = 7.4 kWh (蓄電池の出力) × 365 日 = **2,701 kWh**
- ⑤ (蓄電池を導入する場合) 蓄電池充放電量 = ②、③、④のうち一番低い値 = **2,701 kWh**

(蓄電池を導入しない場合) 自家消費率 (%) = 自家消費電力量(①日中使用電力量) ÷ 発電量 × 100

$$= (1,500 \text{ kWh} \div 5,000 \text{ kWh}) \times 100 = 30 \% (\text{※})$$

(蓄電池を導入する場合) 自家消費率 (%) = 自家消費電力量(①日中使用電力量 + ⑤蓄電池充放電量) ÷ 発電量 × 100

$$= (1,500 \text{ kWh} + 2,701 \text{ kWh}) \div 5,000 \text{ kWh} \times 100 = 84 \% (\text{※})$$

(※) : 小数点以下は、切り捨ててください。

<数値説明>

既存住宅に太陽光発電(及び蓄電池)を新たに設置するため過去の電力使用量より自家消費率を算出しました。

- ① 30 分毎の電力使用量データ実績値(6:00~18:00)から
- ② 発電量は、発電シミュレーション数値から

◇資料例（パターン 2）

本書類は、既築住宅への設置のため、過去の電力使用量データを基に自家消費率を算出

月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	合計
日数	31	28	31	30	31	30	31	31	30	31	30	31	365 日
①電力使用量(kWh)	375	375	375	375	375	375	375	375	375	375	375	375	4,500 kWh
②日中の電力使用量(kWh)	125	125	125	125	125	125	125	125	125	125	125	125	1,500 kWh
③発電量(kWh)	416	416	416	417	417	417	418	418	417	416	416	416	5,000 kWh
④余剰電力量(kWh)(③-②)	291	291	291	292	292	292	293	293	292	291	291	291	3,500 kWh
⑤蓄電池容量(kWh)(7.4kWh×日数)	229.4	207.2	229.4	222	229.4	222	229.4	229.4	222	229.4	222	229.4	2,701 kWh
⑥夜間の電力使用量(kWh)(①-②)	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	3,000 kWh
⑦蓄電池充放電量 (④⑤⑥の小さい値)	229.4	207.2	229.4	222	229.4	222	229.4	229.4	222	229.4	222	229.4	2,701 kWh

①電力使用量(kWh):30分デマンド値データ(電気料金の検針票)から

②日中の電力使用量(kWh):30分デマンド値データの6:00～18:00までの実績値から(ライフスタイルを考慮して年間電力量の3割を日中に使用していると仮定して試算)

③発電量(kWh):太陽光パネルメーカーが作成した年間発電量シミュレーション資料から

④余剰電力量(kWh):③発電量から②日中の電力使用量を除いた値

⑤蓄電池容量(kWh):蓄電池容量7.4kWh×日数

⑥夜間の電力使用量(kWh):①電力使用量-②日中の電力使用量

⑦蓄電池充放電量:④余剰電力量、⑤蓄電池容量、⑥夜間の電力使用量のうち一番小さい値

(蓄電池を導入しない場合)自家消費率: $(\text{②日中の電力使用量} \div \text{③発電量}) \times 100 = 30 \%$

(蓄電池を導入する場合)自家消費率: $((\text{②日中の電力使用量} + \text{⑦蓄電池充放電量}) \div \text{③発電量}) \times 100 = 84 \%$

ご注意

算出根拠が不明な場合や算定結果に疑義が生じた場合は、資料の修正依頼や、追加資料の提出を求めています。

4.算出時の注意事項

- 数値について、算出に使用した資料を明記してください。
- 日中の電力使用量について、過去1年間分の実績値がない場合は、数か月の電力使用量を基に年間の電力使用量を推計しても差し支えありません。その場合は、資料中に「数か月の実績値から年間の電力使用量を想定した旨の説明文と試算方法」を明記してください。

※推計方法又は推計値が非論理的又は非現実的な場合は、推計方法の見直しをお願いする場合があります。

- (蓄電池を考慮する場合) 蓄電池への充放電電力量は、余剰電力量かつ夜間の電力使用量の範囲内であること。

※実際の消費量を超えて放電することはできません。

5.よくある誤り

よくある誤り	問題点	正しい考え方
NG① 夜間の電力使用量を超えて充放電量を設定している。 例) 放電量 8,000kWh > 実際の消費量 5,000kWh	実際の電力消費量を超えた分は余剰電力として扱う必要があります。	OK 蓄電池の放電量は、実際の夜間電力消費量の範囲内で設定する。 蓄電池蓄電容量：8,000kWh 夜間の電力使用量:5,000kWhである場合 蓄電池の充放電量は、5,000kWh
NG② 日中の電力使用量の試算を「発電量の○%」と設定している。	本書類は、補助要件である自家消費率を確認するための資料です。 「発電量のうち○%を日中に使用できる(自家消費できる)」というのは、自家消費率そのものを仮定していることとなり、算出根拠としては適切ではありません。	OK 「申請者のライフスタイルを考慮し、電力消費量の30%を日中の使用量として想定した。」等、試算した 根拠を明記した資料を作成する。

よくある誤り	問題点	正しい考え方
NG③ 日中の電力使用量等数値の試算方法が資料中に記載がない。（試算方法が記載されている場合であっても内容が不十分なもの。）	自家消費率の計算根拠が適切であるか判断できません。	OK 日中の電力使用量の想定値とその根拠（ライフスタイル、調査資料、モデルケース等）を明記する。 「年間電力使用量の実績がない月は、実績値である5月から10月の平均値を基に試算した。」等

2 交付決定

- (1) 補助申請書類の審査及び申請者の身分審査(県警照会)終了後、交付決定の手続きに入ります。
 交付決定の手続き終了後、申請者宛てに小田原市から「交付決定通知書」を郵送いたします。
 (申請手続きを事業者へ委任された場合は、受任者にも「交付決定通知書」を写した電子ファイルを送信します。)
- (2) 申請者は交付決定後、補助対象設備(太陽光発電設備や蓄電池等)に係る工事の契約及び着工をしてください。

※余剰電力の売電申し込みについて

- ・余剰電力が発生しない見込みであっても、**地産再エネ集約事業者への売電申込が必要です。**
- ・売電には、東京電力パワーグリッド株式会社への低圧発電側申込み(非 FIT)も必要ですが、地産再エネ集約事業者にて対応が可能です。
 当該手続きの申込から発電が開始できるようになるまで3～6週間程度を要しますので、交付決定通知書を受け取り次第、速やかに地産再エネ集約事業者にご相談ください。
- ・なお、低圧発電側申込みを固定価格買取制度(FIT 制度)で行ってしまうと、手続のやり直しとなってしまいますのでご注意ください。

3 補助事業の変更、廃止

交付決定を受けた内容を変更又は廃止しようとする場合は、工事や契約変更をする前に速やかにゼロカーボン推進課へ相談し、下記、3-1又は3-2の手続きを行ってください。

3-1 事業を変更する場合

ア	次に掲げる変更の場合 ① 申請者の住所及び氏名又は法人の所在地、商号並びに代表者の職名及び氏名の変更 ② 代理人の変更 ③ 上記2項目に掲げるもののほか、その他市長が軽微な変更と認める事項	・ 様式第6号軽微な変更届
イ※	上記、アに該当しない場合 (例) 導入予定の補助対象設備の機器の変更、金額の変更、見積書内訳の変更 (申請者が事業者の場合)役員が変更となったとき 等	・ 様式第4号変更(廃止)承認申請書 ・ 変更内容を証明する資料 (例)導入予定の補助対象設備を変更する場合 → ・ 変更後の見積書 ・ 変更後の補助対象設備の仕様が分かる書類 ・ 設置図 ・ 変更後の補助対象設備が反映された自家消費率の算出根拠資料

※イの場合：変更に伴う審査終了後、申請者宛てに小田原市から「変更承認通知書」を郵送いたします。
変更申請が承認されてから、補助対象事業の変更契約等を結んでください。
(申請手続きを事業者へ委任された場合は、受任者にも「変更承認通知書」を写したデータを送信します。)

3 - 2 事業を廃止する場合

提出書類：様式第 4 号 変更(廃止)承認申請書

→廃止に伴う手続きが終了後、申請者宛てに小田原市から「廃止承認通知書」を郵送いたします。

4 様式記入例

別紙 1 様式第 1 号 事業費内訳書

別紙 2 様式第 2 号 役員等氏名一覧表

事業費内訳書 事業費区分例

- ・様式第1号の事業費内訳書については、下記表を参考に事業費区分ごとに分けて費用を計上してください。
- ・太陽光発電設備と蓄電池のそれぞれ分けて事業費内訳書を作成ください。

備考	
・見積書が「〇〇一式」と表記されている場合の内訳算出 見積書の項目が「〇〇一式」となっており、その内訳に材料費や設備費など複数の事業費が含まれている場合は、按分等により事業費ごとの金額を算出し、ご提示ください。 ・値引きについて 見積書において、「全体からの値引き」が適用されている場合は、値引き前の見積総額に対する値引き額の割合(値引き率)を算出し、すべての費用(項目)に按分した値引き後の事業費を様式第1号 事業費内訳書に記載してください。(特定の費目から値引かれている場合は全体からの按分は不要です。) ・「トライブリッドパワーコンディショナ(パワコン)」の取り扱いについて 「トライブリッドパワコン」の費用に「V2H」に係る費用が含まれている場合は、V2Hに係る設備費、労務費等の経費は差し引いて計上してください。(トライブリッドユニットが分かれている場合はその費用本体及び、ケーブル等の費用を控除する。) ・「ハイブリッド蓄電池」の計上について 「蓄電池費用」の区分に計上してください。	

見積記載事項 例		事業費区分
区分概要	よくある内訳費目(例示)	
補助対象設備に直接関わる費用	太陽光発電設備モジュール・パワーコンディショナー・蓄電池	設備費
	データ収集装置、計測装置	
	事業費区分が設備費の項目に係る据置、運搬費用、産廃処分費※1	
補助対象設備の設置・運営に必要な材料費用	モジュール取付金具、架台、土台金具	材料費
	ケーブル・配線・配管部材	
	接続箱	
	化粧カバー	
	施工に必要な部材	
	事業費区分が材料費に係る運搬費用	
本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費用	事業費区分が材料費に係る工事費用	労務費
	電気配線管工事	
	キュービクル改修工事(事業用のみ)	
補助対象設備の設置工事をするために必要な工事費用	足場工事費用	共通仮設費
	仮設工事費	
	足場の材料	
補助対象設備の工事をするために付帯的に行う工事費用	柵工事	付帯工事費
補助対象設備の設置工事をするために必要な運搬費用、運搬するための器具の購入、借料、運搬に係る費用	工事をする際に機械を借りた費用【機械損料等】	機械器具費
事業を行うために必要な調査、測量、基本設計、試験等に要する費用	事前現場検査費	測量及試験費
	試運転費用	
	現場立会い費	
事業を行うために直接必要な事務に係る費用	設計費、図面、資料作成費用	事務費
	系統連携申請をするための資料作成や申請に係る費用など(一般送配電事業者に対する系統連携工事負担金は除く)	
事業を行うために直接必要な現場管理費用	工事に係る消耗品費、諸経費	現場管理費
	安全対策費	
	労務管理費	
	水道光熱費	
	交通費	
補助対象設備の設置工事を行うために直接必要な費用	法定福利費	一般管理費
	事務用品費	
	諸経費	
	カラーモニター、HEMSの費用及びそれらに係る工事費用	補助対象外経費
	製品保証に係る費用	
	補助金申請費(手続き代行費用)※2	

※1 補助対象設備の設置に伴う、最低限の撤去・運搬等に要する費用に限ります。これ以外用は、補助対象外経費となります。

※2 補行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に特段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

様式第 2 号（第 4 条関係）

<個人が申請する場合>

役員等氏名一覧表

令和 8 年〇月〇日現在

記載された全ての者は、小田原市重点対策加速化事業費補助金の交付申請にあたり、申請者（申請者が法人の場合は、代表者及び役員をいう。）に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報により神奈川県警察本部に照会することについて同意しております。また、同本部から求めがあった場合、本件補助金交付申請書類の範囲内における情報提供についても同意しております。

申請者氏名・名称	小田原 太郎									
住所・所在地	小田原市荻窪 300 番地									
役職名	氏 名			生年月日				性別 (M・F)	住所	
	カナ	漢字		元号	年	月	日			
	オダワラ	タロウ	小田原 太郎	H	01	12	01	M	小田原市荻窪 300 番地	

申請者のみの情報を記載してください。
(同居者に関する情報の入力は不要です。)

- ※ 申請者が個人の場合は、「役職名」の欄は空欄としてください。法人の場合は、法人登記事項証明書のとおり記載してください。また、役員は監査役を含む個人全てを記載してください（監査法人等は記載不要）。
- ※ 氏名のカナは半角カタカナとしてください。
- ※ 生年月日の元号はM、S、T、Hで年月日は2桁で記入してください。
- ※ 性別はM（男）、F（女）のいずれかを記入してください。
- ※ 行が不足する場合は、適宜行を追加してください。
- ※ 役員の構成等に変更があった場合は、速やかに変更（廃止）承認申請書（様式第 4 号）を提出してください。

様式第 2 号（第 4 条関係）

<事業者が申請する場合>

役員等氏名一覧表

令和 8 年〇月〇日現在

記載された全ての者は、小田原市重点対策加速化事業費補助金の交付申請にあたり、申請者（申請者が法人の場合は、代表者及び役員をいう。）に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報により神奈川県警察本部に照会することについて同意しております。また、同本部から求めがあった場合、本件補助金交付申請書類の範囲内における情報提供についても同意しております。

申請者氏名・名称		〇〇株式会社								
住所・所在地		小田原市荻窪 300 番地								
役職名	氏 名				生年月日				性別 (M・F)	住所
	カナ	漢字		元号	年	月	日			
代表取締役	オダワラ	タロウ	小田原	太郎	H	01	12	01	M	小田原市〇〇〇〇
取締役	オダワラ	ハナコ	小田原	花子	S	63	01	12	F	小田原市〇〇〇〇

※ 申請者が個人のときは、「役職名」の欄は空欄としてください。法人の場合は、
① 法人登記事項証明書のとおり記載してください。また、役員は監査役を含む個人
全てを記載してください（監査法人等は記載不要）。

※ 氏名のカナは半角カタカナとしてください。

※ 生年月日の元号はM、S、T、Hで年月日は2桁で記入してください。

※ 性別はM（男）、F（女）のいずれかを記入してください。

※ 行が不足する場合は、適宜行を追加してください。

※ 役員の構成等に変更があった場合は、速やかに変更（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出してください。

② 役員住所は、会社の所在地ではなく、各人の住所を記載してください。